第二十二条の三十第一項第四号中「当該指導及び助言に基づき、」を削り、「受けた」の下に「当該」を、「連結子法人が」の下に「当該指導及び助言に基づき」を加え、「建設した」を「建設する」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第六十八条の十五の四第一項に規定する経営の改善に特に資することについての確認は、当該連結親法人又はその連結子法人の経営改善割合（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を減算した金額が同号に掲げる金額のうちに占める割合をいう。）が、年百分の二以上となる見込みであることを確認することにより行うものとする。

一　前項に規定する書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の四第一項に規定する指定事業の用に供することが見込まれる日を含む会計期間（法人税法第十三条第一項に規定する会計期間をいう。以下この項において同じ。）開始の日（以下この項において「供用予定期間開始日」という。）から当該供用予定期間開始日以後五年を経過する日までの期間内の日を含む会計期間のうちいずれかの会計期間（次号において「比較対象期間」という。）における売上高又は営業利益の額

二　当該供用予定期間開始日の前日から当該比較対象期間開始の日の前日までの期間内の日を含む会計期間のうちいずれかの会計期間（以下この号において「基準対象期間」という。）における売上高又は営業利益の額（当該基準対象期間の月数と当該比較対象期間の月数とが異なる場合には、当該売上高又は営業利益の額に当該比較対象期間の月数を乗じてこれを当該基準対象期間の月数で除して計算した金額）

3　前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第二十二条の三十一第二項中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第二十二条の三十二第一項中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第二十二条の四十二の見出しを「（特定都市再生建築物の割増償却）」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる建築物又は構築物の区分に応じ当該各号に定める」を「第二十条の二十一第二項第一号に掲げる書類及び前項の国土交通大臣の証する」に改め、同項各号を削る。

第二十二条の四十六を次のように改める。

第二十二条の四十六　削除

第二十二条の六十第三項第一号イ中「期間傭船」を「定期傭船」に改め、同項第二号ハ中「期間傭船」を「定期傭船」に改める。

第二十二条の六十二第三項中「第三十八条の四第三十五項」を「第三十八条の四第三十六項」に改め、同条第六項第一号ロ中「第三十八条の四第三十三項から第三十五項まで」を「第三十八条の四第三十四項から第三十六項まで」に、「第三十八条の四第三十三項に」を「第三十八条の四第三十四項に」に、「同条第三十五項」を「同条第三十六項」に改める。

第二十二条の六十五第二項第一号中「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に改め、同項第二号中「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に、「掲げる」を「定める」に改める。

第二十二条の七十四第八項中「第六十八条の八十八第二十項に」を「第六十八条の八十八第二十六項に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「第六十八条の八十八第二十項」を「第六十八条の八十八第二十六項」に改め、同項第五号中「同条第二十項」を「同条第二十六項」に改め、同項第六号中「第六十八条の八十八第二十項」を「第六十八条の八十八第二十六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項中「第六十八条の八十八第十九項に」を「第六十八条の八十八第二十五項に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「第六十八条の八十八第二十項」を「第六十八条の八十八第二十五項」に改め、同項第六号中「第六十八条の八十八第十九項」を「第六十八条の八十八第二十五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「第六十八条の八十八第十九項」を「第六十八条の八十八第二十五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第六十八条の八十八第十九項」を「第六十八条の八十八第二十五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第六十八条の八十八第十九項」を「第六十八条の八十八第二十五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第一項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　施行令第三十九条の百十二第十二項第二号に規定する財務省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一　現金

二　預貯金、売掛金、貸付金その他の金銭債権

三　法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券

四　法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利

五　前各号に掲げる資産に類するもの

9　法第六十八条の八十八第九項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（同項の特定無形資産国外関連取引を行つた時に同項の連結法人が予測したものに限る。）とする。

一　当該特定無形資産国外関連取引に係る施行令第三十九条の百十二第十三項に規定する予測される金額及びその計算の基礎となつた事項（次号に掲げる事項を除く。）

二　当該特定無形資産国外関連取引に係る第五項第一号ロに規定するリスクに係る事項

三　前二号に掲げるもののほか、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項

第二十二条の七十四第二項を同条第六項とし、同条第一項第一号ハ中「無形固定資産その他の」を「同条第七項第二号に規定する」に改め、同項第二号イ中「ホまで」を「トまで」に改め、同号ロ中「第三十九条の百十二第七項第六号」を「第三十九条の百十二第七項第七号」に改め、同号ハ中「又は同項第六号」を「、同項第七号」に改め、「限る。）」の下に「、同項第一号に掲げる方法と同等の方法又は同項第七号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）と同等の方法」を加え、「ホに」を「トに」に改め、同号ホ中「をいう」を「をいい、第二項（前項において準用する場合を含む。）に規定する中央値による調整を含む」に、「第三十九条の百十二第七項第六号」を「第三十九条の百十二第七項第七号」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニを同号ヘとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　当該連結法人が施行令第三十九条の百十二第七項第六号に掲げる方法、同項第七号に掲げる方法（同項第六号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）、同項第六号に掲げる方法と同等の方法又は同項第七号に掲げる方法（同項第六号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）と同等の方法を選定した場合におけるこれらの方法により当該国外関連取引を行つた時の現在価値として割り引いた金額の合計額を算出するための書類

ホ　当該連結法人が独立企業間価格を算定するに当たり用いた予測の内容、当該予測の方法その他当該予測に関する事項を記載した書類（ハ及びニに掲げる書類を除く。）

第二十二条の七十四第一項を同条第五項とし、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

施行令第三十九条の百十二第五項に規定する財務省令で定める場合は、同項に規定する差異（以下この項において「調整対象差異」という。）のうちにそれにより生ずる割合の差（同条第五項に規定する割合の差をいう。）を定量的に把握することが困難な差異がある場合における当該差異が、当該差異以外の調整対象差異につき同項に規定する必要な調整を加えるものとした場合に計算される割合（次項において「調整済割合」という。）に及ぼす影響が軽微であると認められるときとする。